

⑥ 離婚事件(内縁関係解消事件を含む)

【金銭的給付の請求がない場合】

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
訴訟事件	30万円	30万円	親権や面会交流に係る事件を委任するときの着手金・報酬金を含みます。
調停事件・ADR事件	20万円	20万円	
示談交渉事件	15万円	15万円	

【金銭的給付の請求を伴う場合】

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
訴訟事件	30万円+① 訴訟事件の額 但し、上限45万円	30万円+① 訴訟事件の額 但し、上限45万円	
調停事件・ADR事件	20万円+② 調停事件・ADR事件の額 但し、上限30万円	20万円+② 調停事件・ADR事件の額 但し、上限30万円	
示談交渉事件	15万円+③ 示談交渉事件の額 但し、上限22.5万円	15万円+③ 示談交渉事件の額 但し、上限22.5万円	